

福井県オーベルジュ誘致推進事業補助金交付取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福井県オーベルジュ誘致推進事業補助金（以下、「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 福井県オーベルジュ誘致推進事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）およびこの要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) オーベルジュ 宿泊施設を有するレストランをいう。
- (2) 整備 施設を新たに建設または既存施設を売買、譲渡等により取得し改修することをいう。
- (3) 取得 事業者が実際に取得した日、検収した日または固定資産台帳に登録された日をいう。
- (4) 着手 工事請負契約書に記載されている着工日、工事請負業者からの着工届、工事請負業者が作成した工程表などで確認できる工事開始をいう。工事を伴わない場合は、機械設備等の搬入日をいう。
- (5) 事業完了 補助対象となるオーベルジュの整備が完了し、土地造成経費および施設の建設経費、設備等の移設費の支払が完了することをいう。
- (6) 営業開始 指定申請書に記載した事業計画に基づいて整備された施設において、オーベルジュとして営業が開始されることをいう。
- (7) 多言語表示 館内案内表示やメニュー等を多言語化することをいう。
- (8) キャッシュレス対応 各種料金の支払いに、クレジットカード、デビットカード、電子マネー、QRコードなど電子的に繰り返し利用できる決済手段を導入することをいう。

(補助金の種類等)

第3条 要綱第2条にいう補助金の種類は、下記のとおりとし、交付目的、補助事業者、補助対象経費、補助率、補助交付額、交付限度額は、別表第1から別表第3のとおりとする。

- (1) オーベルジュ誘致推進

(補助金の指定申請)

第4条 要綱第4条にいう補助対象事業指定申請書は、様式第1号を、オーベルジュ整備計画書は、様式第2号をいう。

(着手の届出)

第5条 要綱第6条にいう着手届出書は、様式第3号をいう。また、提出期限は、事業着手日から7日以内とする。

(事業計画の変更)

第6条 要綱第7条にいう補助対象事業計画変更承認申請書は、様式第4号をいう。

(事業の中止)

第7条 要綱第8条にいう補助対象事業指定辞退届出書は、様式第5号をいう。

(事業完了)

第8条 要綱第9条にいう要件は下記のとおりとする。また、事業完了届出書は、様式第6号をいう。

(1) 補助対象経費である整備事業費の支払いを完了していること。

手形等、振出日と支払期日が異なる場合は、預金口座からの出金日をもって支払い日とする。前払いについては、商習慣としてあることから認めることとする。

(営業開始の届出等)

第9条 要綱第10条にいう営業開始届出書は、様式第7号をいう。提出期限は、営業開始の日から7日以内とする。

2 要綱第5条により指定を受けた事業者（以下、「指定事業者」という。）は、事業完了から3か月以内までに営業を開始しなければならない。

ただし、天災その他やむを得ない事情により営業開始できなかった期間は、上記の期間から除くことができる。

(地位の承継)

第10条 要綱第11条第2項および第5項にいう補助対象事業指定承継承認申請書は、様式第8-1号をいう。要綱第11条第4項にいう補助対象事業指定承継承認申請書（設立前）は、様式第8-2号をいう。

(補助金の交付申請および実績報告)

第11条 要綱第13条にいう補助金交付申請兼実績報告書は、様式第9号をいう。オーベルジュ整備実績書は、様式第10号をいう。提出期限等は、別表4のとおりとする。

(補助金の請求)

第12条 要綱第15条にいう補助金交付請求書様式は、様式第11号をいう。

(財産処分の制限)

第13条 要綱第19条にいう財産処分承認申請書様式は、様式第12号をいう。制限の期日は別表5のとおりとする。

(営業状況報告書)

第14条 要綱第20条にいう営業状況報告書様式は、様式第13号をいう。

附則

- 1 この要領は令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要領は令和8年4月1日から施行する。